定　款

株式会社グローバルウェイ

定　款

第１章　　総　　則

（商号）

第 １ 条　当会社は、株式会社グローバルウェイと称し、英文では Globalway,Inc.と表示する。

（目的）

第 ２ 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１　コンピュータ、これに関連する電子機器及び通信機器のソフトウェアの開発及び販売並びに教育

２　コンピュータ、これに関連する電子機器及び通信機器の開発並びに販売

３　コンピュータの運用、管理の受託及びデータの倉庫保管

４　情報通信サービス、情報提供サービスその他情報サービスの提供

５　有料職業紹介事業

６　労働者派遣事業

７　投資関連

８　前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第 ３ 条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）

第 ４ 条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査役

（３）監査役会

（４）会計監査人

（公告方法）

第 ５ 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）

第 ６ 条　当会社の発行可能株式総数は、４１０万株とする。

（自己の株式の取得）

第 ７ 条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 ８ 条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 ９ 条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）

第１２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役及び取締役会

（員数）

第１８条　当会社の取締役は、７名以内とする。

（選任方法）

第１９条　取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

２．取締役の選任決議については、累積投票によらない。

（任期）

第２０条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２１条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２.取締役会は、その決議によって取締役社長１名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各１名及び専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる

２．取締役及び監査役の全員の同意が　あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２４条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第２５条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２６条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２７条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

（員数）

第２８条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（選任方法）

第２９条　監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第３０条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第３１条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第３２条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる

２．監査役全員の同意があるときは、　招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第３３条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第３４条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第３５条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章　　計　算

（事業年度）

第３６条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第３７条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第３８条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第３９条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

２．未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

平成１６年１０月２１日　制定
平成１８年１０月　１日　改訂
平成２６年　３　月３１日　改訂
平成２７年１１月１９日　改訂
平成２７年１１月２０日　改訂
平成２９年　６　月　２２日　改訂
令和　２　年　６　月１９日　改定